最終更新日：2015年7月3日

東映株式会社

代表取締役社長　多田　憲之
問合せ先：常務取締役総務部担当　田中　誠一　TEL.03-3535-4641
証券コード：9605
http://www.toei.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品の製作・提供等を事業活動の核とし、それによって、株主の皆様をはじめとする会社関係者の利益を増進し、あわせて各種映像を中心とした娯楽の提供により社会的な貢献をも実現するべく、たゆまずに努力を続けてまいりたいと考えております。

コーポレート・ガバナンスに関しましては、上記の考えを前提としたうえで、企業競争力強化の観点から、経営判断の迅速化と経営施策の効率化を重視するとともに、グループ内の全ての経営活動の合法性の維持に留意し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めることが、極めて重要であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社 テレビ朝日ホールディングス	16,700,000	11.30
株式会社 TBSテレビ	12,150,000	8.22
株式会社 バンダイナムコホールディングス	7,130,000	4.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,968,000	4.71
東京急行電鉄株式会社	6,000,000	4.06
株式会社 フジ・メディア・ホールディングス	5,724,000	3.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,274,000	3.57
日本テレビ放送網株式会社	4,800,000	3.25
株式会社 三井住友銀行	4,107,000	2.78
HSBC BANK PLC－MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED (常任代理人　香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	1,480,000	1.00

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大和住銀投信投資顧問株式会社から平成27年4月1日付で提出された大量保有報告書により、平成27年3月31日現在で同社が7,875千株 (発行済株式の総数の5.33%) の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の子会社のうち、上場会社は、東映アニメーション株式会社（JASDAQ）の1社であります。当社は、同社と提携・協力関係を保ちながら事業展開を行っておりますが、それは同社における独自の経営判断を妨げるものではなく、同社において、経営の独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野本　弘文	他の会社の出身者											
早河　洋	他の会社の出身者					○		○		○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野本　弘文	○	同氏は、東京急行電鉄株式会社の代表取締役社長であります。	同氏は、東京急行電鉄株式会社の代表取締役社長として一流企業グループの経営を経験され、その豊富な経験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることなどを期待しております。一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を遂行していただけるものと判断しております。
		同氏は、当社の主要株主である株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長兼CEOであります。なお、当社の代表取締役グループ会長が同社の社外取締役に就任しております。また、同氏	同氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長兼CEOとして一流企業グループの経営を経験され、当社の主要な事業の一つでありますテレビ事業に関係した豊富な経

早河　洋		は、株式会社テレビ朝日の代表取締役会長兼CEOであります。同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。なお、当社の代表取締役グループ会長が同社の社外取締役に就任しております。	験、知識を活かした様々な助言をいただくこと、 また、経営に一層の緊張感がもたらされることなどを期待し、社外取締役として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人（新日本有限責任監査法人）とは、定期的に会合を持ち、適宜情報・意見交換を行うなど、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化を図っております。また、内部監査部門（監査部）は、監査役監査と連携しつつ、業務遂行の適法性、リスク管理への対応などを含めた業務の妥当性等の監査を継続的に行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神津　信一	税理士													
黒田　純吉	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			同氏は、税理士をされており、税務の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることなどを

神津　信一	○	―――	期待しております。 専門知識を活かし、公平かつ独立した立場から客観的な視点での当社経営の監視が期待できることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を遂行していただけるものと判断しております。
黒田　純吉	○	―――	同氏は、弁護士をされており、法律の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることなどを期待しております。 専門知識を活かし、公平かつ独立した立場から客観的な視点での当社経営の監視が期待できることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、特段の必要性を認めないため特別の施策は導入しておりません（今後、検討する可能性はあります）。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成19年6月開催の定時株主総会決議により、当社の取締役に対する報酬限度額は、月額35百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、監査役に対する報酬限度額は、月額5百万円以内と定められております。なお、最近の事業年度における役員報酬は次のとおりであります。（下記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与109百万円（賞与38百万円を含む）は含まれておりません。また、下記金額には、最近の事業年度に係る退職慰労引当金として積み立てた金額を含んでおります。）
最近の事業年度に係る取締役の報酬額は351百万円（うち社外取締役11百万円）
最近の事業年度に係る監査役の報酬額は32百万円（うち社外監査役9百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会において決議された限度額の範囲内でその具体的金額を、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
退職慰労金については、株主総会の決議に基づき決定いたしますが、通常その金額は、役位、在職年数等に応じた当社内規に従い、算定・支給しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

特別の体制はありませんが、必要に応じて、資料送付、日程調整等を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役設置会社であります。役員構成は、取締役が社外取締役2名を含む15名、監査役が社外監査役2名（両名とも独立役員）を含む4名で、一定の客観性、中立性が保たれていると認識しており、取締役会による業務執行の監督、監査役による監査等はその機能を十分に果たしていると考えております。当社のガバナンス体制の具体的な内容は、以下の<現状の体制の概要>及び<コーポレート・ガバナンス体制の概略図>に記載のとおりでありますが、これは、これまでの経験や改善を経て構築した有効な体制であると認識しており、当面、大幅な変更は予定しておりません。今後、この体制を実際に運営する人材の育成、確保に一層努め、より実効性のあるものにしてまいりたいと考えております。

<現状の体制の概要>

取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督します。また、テーマによっては、常務会または常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処します。

リスク管理、内部統制の観点からは、取締役会において、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会及び内部統制委員会の設置を決議し、また、「内部統制システム構築の基本方針」（後掲の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください）を決定して、適宜見直しを行っております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人を選任しております。最近の事業年度（平成27年3月期）において監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成等は次のとおりであります。

監査業務を執行した公認会計士の氏名等

指定有限責任社員 業務執行社員：百井　俊次

指定有限責任社員 業務執行社員：吉村 基

指定有限責任社員 業務執行社員：久保 英治

（継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。なお、同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。）

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名、その他7名

監査役監査は、監査役会において毎年策定される監査計画に基づき実施され、新日本有限責任監査法人からの報告聴取等が年数回行われるほか、適宜、代表取締役社長に対して監査結果についての報告がなされます。また、内部監査部門（監査部）が、監査役監査と連携しつつ、業務遂行の適法性、リスク管理への対応などを含めた業務の妥当性等の監査を継続的に行っております。なお、監査役の補助者等に関しては、後掲の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「7．監査役関連」をご参照ください。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会による監督機能に加え、社外監査役2名を含めた監査役会による取締役の業務執行に対する十分な監督機能を有していると考え、現行の体制を採用しております。また、経営監視機能の強化と経営の客観性維持のため、企業経営において豊富な経験、知識を有した社外取締役2名を選任しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において、ビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算・第2四半期決算の発表後に開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、東映コンプライアンス指針、株主向け情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部広報室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	「東映コンプライアンス指針」の前文において、「会社が顧客、株主、社員、取引先企業その他全ての関係者の理解と協力のもとに成立していることを確認」する旨を記載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり、取締役会において決定しております。

1. コンプライアンス体制
⑴「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。
⑵「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。
⑶「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「通報窓口」の適切な運用をはかる。

2. 財務報告に係る内部統制
より一層の信頼性ある財務報告体制を築くため、財務報告に係る内部統制システムを点検し、再構築に取組むが、その基本方針は次の通りとする。
⑴ 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。
⑵ 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。
⑶ 真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。
⑷ 財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。
⑸ 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応をする。

3. 情報の保存・管理体制
稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

4. リスク管理体制
⑴「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。
⑵ 監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・勧告を行う。

5. 効率的職務執行体制
⑴「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
⑵ 急な検討を要する重要事項等が生じた場合は、取締役社長及び担当取締役等で構成する常務会または常勤取締役等で構成する常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処する。

6. グループ会社管理体制
⑴「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部グループ戦略室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。
⑵「東映コンプライアンス指針（コンプライアンス・リスクマネジメント規程）」を周知し、グループ各社の「コンプライアンス指針（コンプライアンス・リスクマネジメント規程）」の制定及び遵守の徹底をはかる。
⑶ 各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。
⑷ 東映グループ社長会議を定期的に開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。

7. 監査役関連
⑴ 監査役補助者
監査役の要請に応じ、必要な員数等について監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を設置する。
⑵ 監査役補助者の独立性
監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取り扱いに関しては、監査役と事前に協議して同意を得る。
⑶ 監査役への報告体制
a.取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、または著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査役会に報告する。
b.取締役及び使用人は、監査役会の要請があった場合は、監査役会に出席し、要請に応じて報告または資料の提出を行う。
c.監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署またはグループ会社に通知した内容を常勤監査役に報告する。
⑷ その他の体制
監査役から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、担当取締役または取締役会は、監査役と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「東映コンプライアンス指針」において、「反社会的勢力との不適切な関係を排し、関係法規の趣旨に反する行為は行わない」旨を定めるとともに、「指針に反する行為があった場合は、社内規則に従って厳重に責任を追及する」旨も定めております。平素からも、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）等に参加するなどして情報の収集やコンプライアンス意識の再確認等を行い、反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための備えに努めております。更には、暴排条例について社内のグループウェアに掲示し、役職員への周知徹底をはかっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成22年に一部改定した上で継続することを決議いたしました（以下、改定後の対応策を「旧対応策」といいます。）。そして、平成25年に旧対応策を一部修正した上で継続することを決議いたしました（以下、修正後の対応策を「本対応策」といいます。）。いずれもその年の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応策の詳細につきましては、平成25年5月28日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（当社ホームページで閲覧可能となっております。）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

現時点では、特記事項はありません。

＜コーポレート・ガバナンス体制の概略図＞

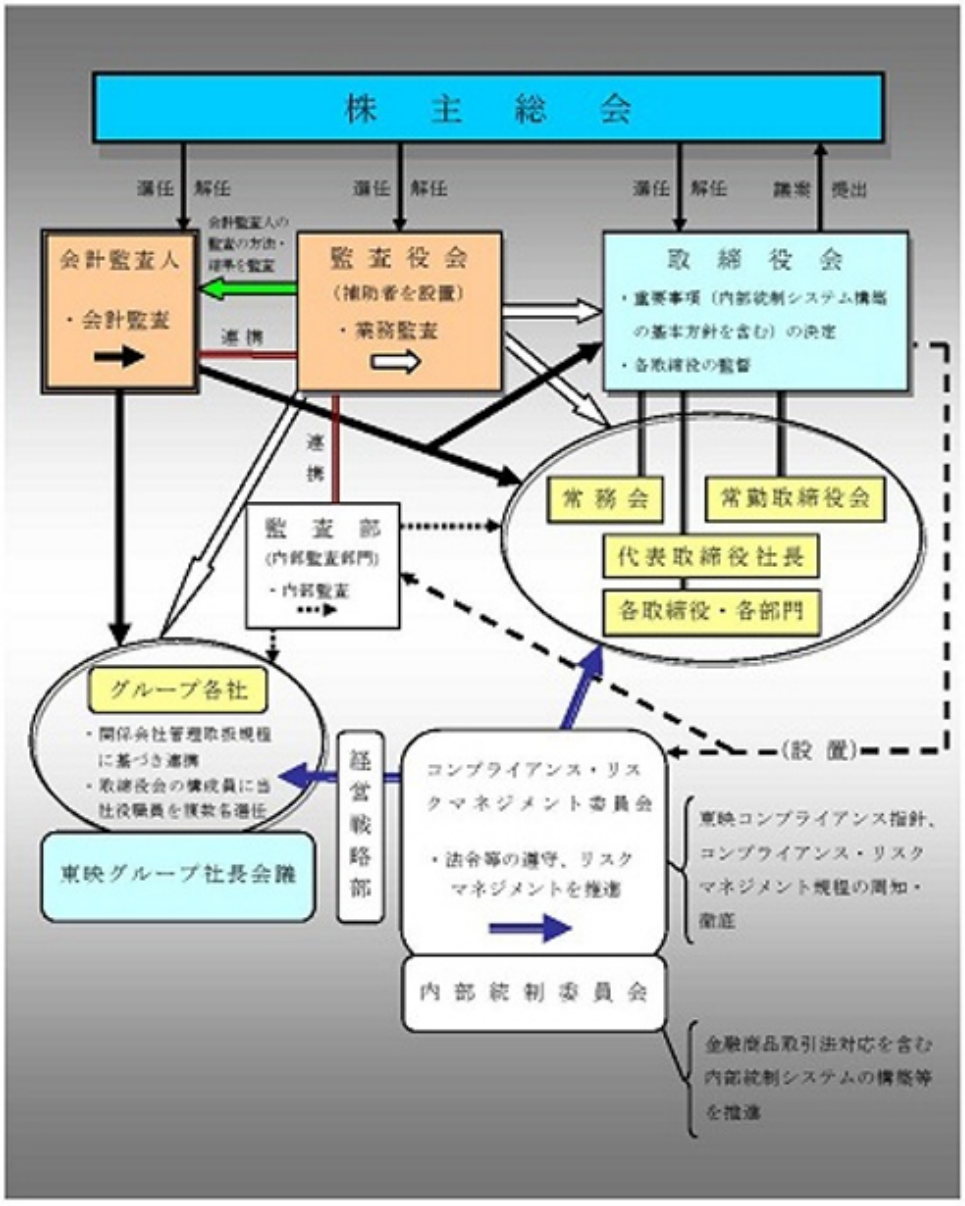

〈適時開示体制の概要〉

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1．当社が行う当社及び当社グループに関する重要な会社情報の開示（以下、単に「情報開示」といいます。）は、原則として証券取引所の定める規則及び証券取引所発刊の「会社情報適時開示ガイドブック」に基づいて行います。なお、これらの規則等の解釈について、証券取引所に対する事前相談を行う場合もあります。
2．情報開示の手続は、総務部が担当して行います。また、総務部に対する包括的な責任権限を有する取締役は、情報取扱責任者に就任し、総務部の情報開示を監督します。
3．決算関連の情報は、経理部が主体となって取りまとめを行い、情報開示を行う必要が生じた場合に総務部へ情報を伝達します。
4．決算関連以外の情報は、当該情報を管轄する部署または子会社から、情報開示を行う必要が生じた場合に総務部へ情報を伝達します。
5．総務部では、取締役会その他の重要な会議の付議事項及び案議その他の重要文書の記載事項等の情報を把握するとともに、必要に応じて当該情報を管轄する部署または子会社に対して事実確認等を行い、上記３、４の情報伝達に遺漏が生じないよう充分な注意を払います。以上の社内体制の概要を図で示すと下図のようになります。
6．この社内体制を実効あるものとするため、適時・適切な情報開示の重要性等について、役員、従業員等に対して周知徹底をはかります。

〔 図 〕

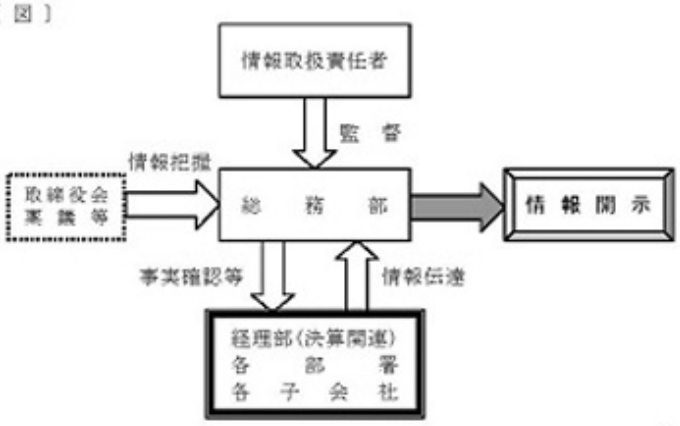

以　上